

令和2年5月7日

各位

株式会社筑紫不動産

緊急事態宣言による弊社の営業体制の変更について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、感染拡大により影響を受けている皆さま、そのご家族や関係者の皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。また、感染拡大防止や生活インフラ等の維持・運営に尽力されている皆さまには、心から感謝申し上げます。

筑紫不動産では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の現状を踏まえた業務運営を行っております。在宅で可能な業務については在宅勤務を原則とし、必要最小限の出勤体制および下記営業時間の短縮とさせていただいていることから、弊社へのお問い合わせがつながりにくくなる可能性や各種手続きに通常より時間を要する場合などがございます。

ご不便をおかけし大変恐縮ではございますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今般の政府の緊急事態宣言を受け、筑紫不動産は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と、お客さま、お取引先および社員と家族の安全確保により一層配慮し、平穏な日々がはやく訪れることを祈念しつつ、企業活動を通じて皆さまに貢献できるよう努めてまいります。

記

期 間：令和2年5月31日（日）まで

営業時間：午前10時から午後5時まで

以上